

1930～40年代における 就学義務規定に関する一考察

井 上 兼 一

〈要旨〉本稿の目的は、昭和戦前期の学校教育における就学義務規定の内実を明らかにすることである。1872（明治5）年以降の学校教育の理念として、“国民皆学”が掲げられてきたが、昭和戦前期に至るまでそれは実現できていなかった。明治期半ばから適用されてきた小学校令においては、保護者の就学義務について、貧困を事由にして免除や猶予が認められていたからである。また、そのような家庭の児童は、労働に従事するなどして十分な教育を受けられない境遇に置かれていた。

児童の労働問題や学校教育制度の改革に着手したのは、1936（昭和11）年の二・二六事件後に発足した広田内閣の平生鈺三郎（1866-1945）文部大臣であった。平生文相の在職中には、省議で義務教育年限の延長や教科課程の刷新が図られ、また大蔵省や閣僚との折衝が進められて“義務教育法”案が策定されるに至った。その内容については、保護者の就学義務の免除や猶予を許可せず、さらに児童による労働を禁止することに焦点づけられたものであった。小学校令を踏襲する内容であったが、雇傭主に対する罰則規定が明記された点は特筆されることであった。しかし、この法案は内閣の解散により実現することはなかった。

その後、1937（昭和12）年12月に近衛内閣に教育審議会が設置され、学制改革の論議が重ねられた結果、1941（昭和16）年4月に国民学校が発足した。小

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

学校令と国民学校令における当該規定を対比・検討すると、貧困を事由とした保護者の就学義務の免除や猶予に関する条文は削除されることになった。

さらに筆者は、教育だけでなく労働にかかわる法規を探究したところ、児童による労働を規制する規定があることを指摘した。それによれば、原則として学校に就学する児童は労働に従事することが禁じられた。国民学校においては、このような諸規則の整備を通じて、“国民皆学”すなわち国民の教育の機会均等の保障が目指されたと言えるであろう。

〈キーワード〉 昭和戦前期、初等教育、就学義務、児童労働の禁止、法令の解釈

はじめに

わが国の1930～40年代について、学校教育制度を抜本的に改革しようとする機運が高まった時代である。それ以前においても、さまざまな審議会において論議されてきたが、実現するまでには至らなかった。尋常小学校の改革の実現については、1941（昭和16）年4月発足の国民学校まで待たなくてはならなかった。ところで、明治期以降続いてきた学校教育とりわけ初等教育について、改革しなければならなかった事案は何であったのであろうか。

尋常小学校から国民学校への変革の中で特徴的な点としては、義務教育年限が8年制（初等科6年・高等科2年）に延長されたこと、教科課程が新教科の国民科・理数科・体錬科・芸能科・実業科（高等科のみ－筆者注）で編成されたこと、それと合わせて教科書および教育内容が刷新されたことがあげられる。これらは重要な事項であるが、諸改革のなかで注目されなければならないことは、就学義務の徹底であったと思われる。例えば井上兼一によれば、国民学校の教育理念は国民皆学であったことが指摘されている。これは1872（明治5）年に頒布された学制で掲げられた理念であるが、昭和期に入っても実態として達成されていなかった。そのため、それを国民学校で実現するために法制上の改革が実施されたことが論じられている¹。

国民学校令及び同施行規則の規定において、貧困を事由とする就学免除や猶

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

予の制度が廃止され、家庭における尋常小学校の教科の修得について認められなくなった。その一方で、心身に異状がある者が就学できる特別の施設が設けられることになった。この点について、『国民学校制度ニ関スル解説』によれば、保護者の就学義務の徹底が図られていることを読み取ることができる。

すなわち、「我が国学制ノ根本精神ニ則リ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期シ保護者ノ貧困ノ事由ニ依ル児童就学義務ノ免除又ハ猶予ヲ為シ得ルノ制度ヲ廃スルト共ニ一面ニ於テ心身ニ異状アル者ノ就学ノ為特別ノ養護施設ヲ講ズルコトヲ得シメ又国民学校ノ国家的施設タルニ鑑ミ従来家庭ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシメ得タルノ途ヲ廃シタリ畢竟国民学校ノ実施ヲ契機トシテ就学義務ノ徹底ヲ期シ全国民ニ対シ皇国ノ道ヲ修練セシムルノ目的ヲ全カラシムル趣旨ニ外ナラズ」²と説明されている。

制度改革を機に、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン」ことの実現が目指されたと言えよう。このような施策がとられた理由として、前者については経済的困窮度の高い家庭の学齢児童が、日常的に労働に従事することを規制する点にあったと思われる。

ところで、学齢児童の労働を禁止しようとする動きについては、国民学校が発足する以前からすでに胎動しており、1936（昭和11）年には本格的に取り組まれていた。二・二六事件が発生した後に広田内閣が組閣されたが、その文部大臣であった平生鈇三郎（1866-1945）は、義務教育年限を6年制から8年制に延長して教科課程の再編を行うなど、学制改革を推進しようと尽力した人物である（以下、「平生文相」と表記する）³。

平生文相は、文部省内および閣議での折衝を重ね、それまで勅令であった小学校令を法律化しようと企図していた。作成された義務教育法案は実施の目途が立っていたものの、1937（昭和12）年1月23日に内閣総辞職という憂き目に遭い、結果的に彼の改革構想は実現しなかった。後述するように平生文相の義務教育法制化の中核は、児童による労働の禁止・雇傭者の規制にあったと考えられる。このような文相・文部省による学制改革の動向から、学齢児童による労働と不就学の状態は、昭和戦前期の学校教育において解決が図られなければならない喫緊の課題であったと思われる。本稿においては、当時の学制改革の

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

動向を概観し、義務教育法案の内容や就労している児童の境遇について考察する。そして、国民学校の発足において就学義務を徹底するためにどのような法整備が行われたのか探究する。

1. 平生文相による義務教育法案の内実

平生文相による学制改革については、海老原治善⁴、八本木浄⁵、伊藤敏行⁶、久保義三⁷、拙稿⁸などで詳細に論じられているため、ここではその動向の概略を述べるにとどめておこう。庶民刷新をスローガンに掲げた広田内閣において、平生文相は着任後に改革の構想を打ち出していった。改革案の骨子については、6月中旬に新聞で発表されたが、時期尚早として大蔵省や内閣調査局などからは慎重な姿勢が示された。しかし、平生文相にあつては、この改革の実現を目指して入閣したため、活動を精力的に進めていった。7月15日には文部省の会議で延長案の大綱を決定するに至った。

その後、翌年度の重要政策を決定するため、8月25日に国策にかかる閣議が首相官邸で開催された。この重要国策閣議において、七大国策（国防の充実、教育の刷新改善、税制の整備、国民生活の安定、産業の統制・振興、対満重要政策の確立・移民政策、行政機構の整備改善）が決定された。さらに11月6日の閣議においては、「義務教育年限延長の理由を整理し、詳細な説明を加え、閣僚の了解を求めている」⁹。その理由について、次の6項目があげられていた。すなわち、「1, 児童より青年への過渡期における教育の重要性、2, 国防上から見たる理由、3, 産業上から見たる理由、4, 教育の機会均等から見たる理由、5, 教育改善から見たる理由、6, 諸外国の実例より見たる理由」¹⁰であった。4点目の教育の機会均等という文言に、学齢児童の義務教育の保障が込められていると思われる。

平生文相は改革の準備を進めると同時に、馬場瑛一大蔵大臣そして大蔵省との間で予算折衝に努め、文部省の方針通りの承認を得るなど、着実に実現の歩を進めていた。大蔵省での予算の承認後、文部省においては従来の義務教育を規定している小学校令を改正する作業に着手されたと推察される。

年が明けて1937年1月4日、文部省では初省議が開催され、今後の教育行政

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

刷新上、実行すべき4項目が策定された。その第1項には「義務教育の本質に鑑み、この際義務教育制度を法律化する必要あるを以て、今議会に義務教育法案を提案すること」¹¹が掲げられた。そして、1月16日に文部省の省議で義務教育法案が決定され、翌日（17日）にはこの法案が閣議に提出されて、閣議決定がなされている。このような経緯のもと、義務教育法案が成立したのであった。

それでは、文部省議で立案され、その後に閣議に上程されて決定した義務教育法案の内容について確認してみよう。それが、資料1「義務教育法案の条文（閣議決定案）」である¹²。

資料1 義務教育法案の条文（閣議決定案）

- | | |
|-----|---|
| 第一条 | 保護者ハ学齡児童ヲ八年間市町村立小学校ニ就学セシムルノ義務ヲ有ス |
| 第二条 | 本法ニ於テ保護者トハ学齡児童ニ対シ親権ヲ行フ者ヲ、親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人ヲ謂ヒ学齡児童トハ児童ノ六歳ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヨリ十四歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終迄ノ者ヲ謂フ |
| 第三条 | 学齡児童ヲ主務大臣ノ指定スル学校ニ就学セシムルトキハ之ヲ市町村立小学校ニ就学セシムルモノト見做ス
特別ノ事情アルトキハ保護者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学齡児童ヲシテ家庭其ノ他ニ於テ小学校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得 |
| 第四条 | 学齡児童ノ癡癩、白痴又ハ病弱其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ之ヲ就学セシムルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一条ニ規定スル義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得 |
| 第五条 | 学齡児童ヲ雇傭スル者ハ雇傭ニ依リテ其ノ就学ヲ妨グルコトヲ得ズ |
| 第六条 | 貧窮ニ因リ就学困難ナル学齡児童ノ就学ヲ奨励スル為国庫ハ毎年予算ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ支出ス |
| 第七条 | 第五条ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス |

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

雇傭者が営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ其ノ者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス雇傭者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ第五条ノ規定ニ違反スル所為ヲ為シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十二年三月三十一日以前ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタル者ニ関シテハ之ヲ適用セズ

（資料1は筆者作成）

上記のように、条文それ自体は七ヶ条で構成されている。内容については、義務教育制度の基本事項について「保護者の就学せしめる義務及びその年限、保護者及び学齢児童の定義、市町村立小学校以外の学校の就学義務の取扱い、就学義務の免除、貧困者に対する国庫補助、学齢児童の就学を妨げる雇傭の禁止及びその罰則」¹³などが定められている。

伊藤敏行の考察によれば、義務教育法案の第一条から第六条に関しては、小学校令（1900〔明治33〕年8月20日、勅令第344号）と対比すると、第三十二条から第三十六条の内容をふまえて法制化されている（第三十四条は除く）¹⁴。注目すべきは、新たに追加された第七条であろう。すなわち、雇傭により学齢児童の就学を妨げた場合の罰則規定が明確にされたことである。

なお、平生文相が閣議で表明した義務教育法案の理由については、「時勢ノ進運ニ鑑ミ義務教育ノ年限ヲ八年ニ延長シ且学齢児童ノ雇傭者ニ対シ取締規定ヲ設ケ又貧窮ニ因リ就学困難ナル学齢児童ノ就学ヲ奨励スル為国庫ヨリ補助金ヲ支出スルノ制度ヲ確立スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」¹⁵と記されている。要点としては、（1）時勢に即して義務教育年限を8年制に延長すること、（2）学齢児童を雇用する者を取り締まる規定を設けること、（3）

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

貧窮により就学困難な学齢児童の就学を奨励するための補助金制度を確立することであった。1900年以降、適用されてきた小学校令においては、就学の免除または猶予が定められていたが、この法律案では国庫の補助金の支出をもって就学を奨励することが定められている¹⁶。

この小学校令の制定から約30年が経過した1930年代において、時代の変化や資本主義経済および産業の発展などさまざまな要因のもと、小学校令と平生文相の法律案では義務教育に対する考え方や児童保護の観念が大きく変化していることが認められる。例えば、1930年代半ばに三澤房太郎「労働児童の保護」という論考が著されている。三澤によれば、産業の発展にともなって労働児童数が増加し、そこで生じる諸問題（長時間労働や賃金の低さ、労働による心身の発達障害、頻繁な転職と失業者の増加など）について詳細に指摘されている。結論として児童を保護するための方策（児童保護にかかる法や雇用条件の整備など）が論じられているが、注目されるのは国家による保護の必要性について言及されている点であろう。

すなわち、「労働児童の保護は之を雇主の理解及び温情にのみ依頼することは出来ない。自由競争場裡に於ては、雇主は最少の生産費を以つて企業上の利潤を得んとして経営する以上、経済上の弱者たる児童に重圧を加ふるは蓋し当然であり、自然の情勢である。雇主に絶対の権を有せしめ、教育乃至福利的施設を単に雇主の好意に任じて置くことは、家内工業時代ならばいざ知らず営利本位の現代社会に於ては殆ど実現不可能である。雇主の利益と青少年の福祉とは到底一致出来るものでは無い」¹⁷と論じている。

児童の保護については、雇主の私的活動だけで保護を任せることはできないため、「現代に於ては労働児童の保護を国家の権力に依つてなすに非ざれば実行を期し得ない」¹⁸という主張に至っている。資本主義経済と産業の発展にともなって、営利優先の企業経営のもとでは青少年の保護や福祉は到底実現できないというのが昭和10年前後の偽らない実態であったと考えられる。

これは平生が文部大臣に就任する2年前に公刊されているが、労働児童が直面している諸課題やその解決の必要性を論じた好著であろう¹⁹。上述してきた社会の現状に対して、教育の分野から児童保護を促進することを図ろうとした

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

のが、平生文相による一連の改革案であったと思われる。

本節では、義務教育法案の内実を理解してきたが、とりわけ小学校への就学義務を徹底しようとしていた事実が浮かび上がってきた。そのなかでも学齢児童による労働を禁止かつ彼らを保護し、教育の機会均等を保障することが主眼であったと考えられる。

2. 1930年代における学制改革推進の事由

前節で平生文相の学制改革の推進および義務教育法案の内容を確認したが、そのねらいは学齢児童の就学を奨励することであった。そして、昭和戦前期において学齢児童の不就学や労働の従事が深刻な問題として顕在化していたことを指摘した。それでは学校教育や児童生徒が直面していた課題とは何であったか、教育学分野にかかる視点から検討を試みる。ここで取りあげるのは、「義務教育年限延長に関する参考資料」である²⁰。発行は1938（昭和13）年であるが、収められている諸資料は、1936～1937年に発表されたものが中心であり、平生文相の改革に関連するものである。

とりわけ、文部省「義務教育年限延長の必要とその理由」は、前節で言及した平生文相による閣議（11月6日）での説明と符号するため、論旨を整理してその必要性について理解する。内容について、はじめに教育の刷新改善が七大重要国策の1つに掲げられたことが述べられている。文部省にあって、長年にわたって教育改善について研究を進めた結果、ようやく義務教育年限延長案が樹立したという。そして、国民教育の根本的な改善は義務教育年限の延長しかないため、着手に及んだと説明されている。また諸外国の学制改革を徴すると、概ね義務教育年限の確立と内容の充実が画策されてきているため、諸外国と伍していくためにもその必要があることが説かれている²¹。なお、欧米の情勢として日本と同じように義務教育の6年制を採用しているのは、わずかにパナマ、エクアドル、エストニア、フィンランドなどの諸国で、他は8年または9年制を採用し、さらに補習教育を強制するものも少なくないという²²。欧米諸国に対して、わが国の学校教育は後塵を拝している状況であるため、改革を急がなければならないというのが主旨である²³。

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

本資料の中心となる「年限延長の理由」について取りあげよう。ここでは4点（1，青年前期に於ける教育の重要性より、2，国防上の見地より、3，産業上の見地より、4，教育の機会均等より）にまとめられて説明されている。

1から3については、筆者が簡潔にまとめることにする。

1点目については、13～14歳の心身の発達の重要性について言及されている。身体面だけでなく、心理面や知性の面においてもその変化は顕著である。総合的に考えてみて、義務教育の年限延長を実施することは国民保健、徳性の健全な発達、国民一般の知的水準の向上に資するということである。

2点目については、青年前期に適切かつ有効な教育を施すことは、個人の健全な発達を促すだけでなく、国家の発展や国防能力の増進と至大に関係すると述べられている。社会に有為な人材を輩出することは、国家や産業の発展に貢献することになる。そして、当時の日本は国民皆兵であったため、教育年限の延長および教育を充実させることは、国防能力の高度化という側面から見ても当然の理由であったと思われる。

3点目について、産業能率の増進が基礎的な教育と密接に関係していると指摘されている。当時の産業界の趨勢としては、見習職工といえども高等小学校を卒業していない者は採用されない傾向にあるという。そのため、就労するためには高等小学校を卒業する時点での身体、知能や徳操の水準の高さが求められる。結論として、高等小学校の教育の充実が図られなければならないと論じられている²⁴。

「4，教育の機会均等より」については、詳しく取りあげる。まずは文部省の調査が引用され、正規の教育を受けていない者の存在が指摘されている。すなわち、「昭和十年四月末日現在に於ける文部省調査に依れば、昭和十年三月尋常小学校卒業者百四十万人中、高等小学校に進学する者は其の六割二分約九十一万人、中等学校に進学する者一割七分約二十五万人、青年学校入学者七分約十一万人、合計八割六分約百二十六万人であつて、残余の一割四分約二十万人は何等正規の教育の恩恵に浴してゐない」²⁵と統計上の数値が示されている。そして、近年において国民の向学心は高まっており、社会また漸次高い教養を有するものを要求する傾向があるにもかかわらず、この数値に該当する少

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

年少女については、「尋常小学校卒業後直ちに一定の労務に服し、心身を蝕む過激なる労働に対しても、之を拒否し得ない可憐な状態」²⁶に置かれている。

このような社会的に不利益を被っている年少女のためにも、義務教育年限を延長することは、「之等の不遇者を正規の学校に就学せしめて、より良い教養を施すことも企図」することであり、「不遇の年少女を保護し、将来の生活に対する健全な基礎を与ふる」ことになると述べられている²⁷。そして「(学校は－引用者補足) 社会政策上必要な施設であると共に、他面、教育制度改善の一大理想たるべき、教育の機会均等も一部分之によつて実現することが出来る」²⁸と説明されている。

年限延長の理由の4点目を引用したが、重要な指摘であろうと考える。義務教育年限を6年制から8年制に延長して児童を就学させることは、別の観点からすれば過酷な労働から児童を保護することになる。さらに、教育の機会均等を保障し、学校教育を通じて心身の健全な発達を促すことにも繋がっていくのである。

平生文相や文部省による学制改革構想の意図やその推進の背景には、上述のように労働に従事する児童が多数存在していたこと、そして教育の恩恵に浴していない不遇な境遇にある者を救済するという思想があったのであった。

3. 国民学校令及び同施行規則、教育法規以外の諸規定との関係性

(1) 国民学校令及び同施行規則における就学規定の検討

平生文相の義務教育法案は未決のまま、お蔵入りとなってしまった。その後、教育審議会や文部省での論議を経て、国民学校令と同施行規則が公布された。これまで述べてきたように、就学義務を徹底するためには学齢児童の労働禁止や雇傭者の規制が必要である。義務教育法案には、雇傭者の罰則規定が盛り込まれていたが、これは内閣の更迭により陽の目をみない運命をたどった。ところで、国民学校令と同施行規則には、児童労働や雇傭を規制する条項はどのように盛り込まれたのであろうか。本節では、この令・規則における就学義務の規定と教育法規以外の諸規定とが、どのように関係がとられているのか検討を試みる。

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

まずは教育審議会第10回総会（1938年12月8日）で可決された国民学校に関する要綱の段階での方針を確認してみよう。例えば『国民学校精説』を繙いてみると、要綱（18項目）の説明がなされている。その第13項は次のように記されている。すなわち、「十三、就学奨励施設ノ拡充整備ニ関シ十分ナル方策ヲ講ジ、各種社会法制ニ付適当ナル考慮ヲ加フルト共ニ貧困ニヨル就学ノ猶予及免除ハ之ヲ廃止スルコト」²⁹とある。さらに、その説明については次のように言及されている。長くなるが重要であるため引用する。

「義務教育年限の延長に伴ひ一段と就学奨励、施設の整備強化を要するので第十三項に於て特に其の必要に言及してある。而して本項も亦当局に於て中央地方を通じ相当巨額の経費を増額支出するの途を講ずると共に、有効適切なる就学奨励の具体的方策を樹立し、之と同時に救護法、工業労働者最低年齢法、工場法等各種社会法則（ママ、「法制」－引用者注）の整備を必要とするのである。而して貧困による就学の猶予及び免除の規定を削除し、邑に不学の戸なく家に不学の人なき聖旨の徹底を期した次第である」³⁰。

この説明から、国民学校令及び同施行規則以外の法規（救護法、工業労働者最低年齢法、工場法などの社会法制）と整合性がとられようとしていることが理解できる。それらの関係を具体的に確認していきたいが、その前段として小学校令（第32条～第38条）と国民学校令（第8条～第14条）の就学にかかる当該規定の対比かつ検討を行うことにする。

資料2について、両者を対比するにあたり小学校令の就学規定に国民学校令を対応させて表記している。その際、国民学校令の条文が順序通りにならない場合がある。それについては、一部順序を前後に入れ替えて条文を記載している³¹（当該条文については、筆者が下線を付けている）。なお、両者の間には資料1の義務教育法案があったわけであるが、成立を見なかったため対比する対象として取り扱わない。

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

資料2 小学校令と国民学校令の就学規定

小学校令 （1900年8月20日、勅令第344号）	国民学校令 （1941年3月1日、勅令第148号）
<p>第五章 就学</p> <p>第三十二条 児童満六歳ニ達シタル翌月ヨリ満十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トス</p> <p>学齢児童ノ学齢ニ達シタル月以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヲ以テ就学ノ始期トシ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就学ノ終期トス</p> <p>学齢児童保護者ハ就学ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄学齢児童ヲ就学セシムルノ義務ヲ負フ</p> <p>学齢児童保護者ト称スルハ学齢児童ニ対シ親権ヲ行フ者又ハ親権ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ</p> <p>第三十三条 学齢児童癡癩白痴又ハ不具癱疾ノ為就学スルコト能ハズト認メタルトキハ市町村長ハ監督官庁ノ認可ヲ受ケ学齢児童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>学齢児童病弱又ハ發育不完全ノ為就学セシムヘキ時期ニ於テ就学スルコト能ハズト認メタルトキハ市町村長ハ監督官庁ノ認可ヲ受ケ其ノ就学ヲ猶予スルコトヲ得</p>	<p>第三章 就学</p> <p>第八条 保護者（児童ニ対シ親権ヲ行フ者、親権ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ以下同ジ）ハ児童ノ満六歳ニ達シタル日ノ翌日以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヨリ満十四歳ニ達シタル日ノ属スル学年ノ終迄之ヲ国民学校ニ就学セシムルノ義務ヲ負フ</p> <p>第九条 前条ノ規定ニ依リ就学セシメラルベキ児童（学齢児童ト称ス以下同ジ）ノ癡癩白痴又ハ不具癱疾ノ為之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前条ニ規定スル保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得</p> <p>2 学齢児童ノ病弱又ハ發育不完全其ノ地已ムヲ得ザル事由ニ依リ就学時期ニ於テ之ヲ就学セシムルコト能ハズト認ムルトキハ市町村長ハ其ノ就学ヲ猶予スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨地方長官ニ報告ス</p>

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

<p>市町村長ニ於テ学齡児童保護者貧窮ノ為其ノ児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス (第三十四条 略)</p> <p>第三十五条 尋常小学校ノ教科ヲ修了セサル学齡児童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ児童ノ就学ヲ妨クルコトヲ得ス (第三十六条 略)</p> <p>第三十七条 児童ノ年齢就学ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小学校ニ入学セシムルコトヲ得ス</p> <p>第三十八条 小学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認メタル児童ノ小学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得</p>	<p>ベシ [※貧窮を理由とした就学免除・猶予規定は削除－筆者注]</p> <p>(第十条 略)</p> <p>第十二条 学齡児童ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ児童ノ就学ヲ妨グルコトヲ得ズ</p> <p>(第十一条 略)</p> <p>第十四条 児童ニシテ其ノ年齢就学ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ国民学校ニ入学セシムルコトヲ得ズ</p> <p>第十三条 国民学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認ムル児童ノ国民学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得</p>
---	---

(資料2は筆者作成)

資料2のように対比してみると、文言の修正・変化はあるが、国民学校令については基本的に小学校令の規定を踏襲する形式で条文が成文化されている。一部を省略しているが、内容としては保護者の就学義務とその年限、保護者及び学齡児童の定義、市町村立国民学校以外の学校の就学義務の取扱い、就学義務の免除とその対処方法、学齡児童の雇傭の規制、出席停止に関して規定されている。唯一の変化と言え、これまで言及してきた小学校令第33条の貧窮を理由とする就学免除・猶予の規定が国民学校令第9条で削除されたことだけであろう。

第9条について、清水虎雄による解説がある。それによれば、注意すべきこ

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

とは「貧窮に依る就学猶予若しくは就学免除を認めないことになった事であり
ます」³²。さらに「児童本人が立派に就学能力があるにも拘らず、家が貧困で
あるといふやうな事の為就学せしめないといふことは国民学校の精神に反する
といふ理由で、貧窮の事由に依るものを除いた」³³と説明されている。こうし
た言質から、健全な児童の就学を促進するための措置であったことが理解でき
よう（心身に障害がある児童の就学については、免除また猶予されることは別
の規定のとおりである）。

次いで、国民学校令施行規則（1941年3月14日、文部省令第4号）の当該内
容について、第67条～第85条に規定されているが、学齢児童の雇傭に関する規
則はとくに認められない。この規則中にあるのは、市町村長による児童の学齢
簿の編製の手続き、家庭に対する就学通知、保護者の就学義務の免除または猶
予の届け出方法、地方長官の対処、欠席が続く児童および保護者に対する対応
（就学・出席の督促）について定められている³⁴。

（2）労働規制にかかる条項の探究

筆者の予想に反して、国民学校令と同施行規則の条文には大きな変化が見ら
れず、雇傭を厳格に規制する、また罰則に関する規定それ自体を見出すことが
できなかった。そこで、当時に公刊された教育法規の解説書を検討することに
より、他の法規との関係性の有無について探究してみる。さまざまな法規の解
説書が出版されているが、筆者は船越源一『国民学校法規精義』に着目する。
船越は、長年にわたって文部省に在職しており、「常に各府県学務当局者、其
の他視学・学校長等より教育法規上の質疑を受けて、直接間接に之が解答に努
めて来た」という。また「努めて教育審議会に於ける立法精神に準拠して」著
したのが本書である³⁵。船越の経歴を考慮すると、本書は国民学校にかかる法
規の解釈において適していると考えられる。

船越によれば、「学齢児童の就学及出席の障碍となる重なるものは、児童を
他の目的に使用して其の就学及び出席を妨ぐること」³⁶と指摘している。小学
校令第35条について、「『学齢児童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ児童ノ就学
ヲ妨グルコトヲ得ズ』との規定に依り、之に依る障碍を排除して居た」³⁷とい

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

う。そして国民学校令においても同様に、「雇傭の場合の外、労務供給契約に依りて児童を使用するが如き場合をも総括して、広く学齢児童を使用する者は、其の使用に依りて就学を妨ぐることを得ず」とされたと論じている³⁸。資料2で概観したように、小学校令・国民学校令ともに雇傭を理由に就学を妨げることが認められないことが謳われている。

さらに彼は、国民学校令第12条（「学齢児童ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ児童ノ就学ヲ妨グルコトヲ得ズ」）を示して、解説を加えている。すなわち、「之には別に罰則の規定は設けて居ないが、此の禁止規定には、従来実際上制裁を必要とせぬ良風が存して居る。尚右の令十二条の規定と調子を一にする規定は、工業労働者最低年齢法第二条の規定が、十四歳未満の者で義務教育を終了しない者は之を工業（同法ノ認ムル一定ノ工業）に使用することを禁じて居る」³⁹ とのことである。そして、「之は其の目的が幼年者保護の為であるが、同調の制度であつて相俟つて行はるべきものである」⁴⁰ と指摘している。

なお、工業労働者最低年齢法（第二条）は次の通りである。

「十四歳未満ノ者ハ工業ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ十二歳以上ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル国民学校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修了シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ同一ノ家庭ニ属スル者ノミヲ使用スル事業又ハ行政官庁ノ認可ヲ受ケ工業ニ関スル学校ニ於テ児童ニ為サシムル作業ニ之ヲ適用セズ」⁴¹

ここまで関連法規を引用してきた。義務教育法案に見られた雇傭者に対する罰則については、国民学校令には成文化されないが、工業労働者最低年齢法第二条を適用することにより、十四歳未満の者で義務教育を終了しない者の使用は原則として禁止されているのであった。その理由は、幼年者の保護が目的であった（なお、同条の後段や「工業労働者最低年齢法施行規則」（第一条）に規定されるように、同法が適用されない事案については別途考慮されている）⁴²。

この工業労働者最低年齢法（第二条）に関しては、清水虎雄においても「工業には原則として学童を使ふことは出来ない」⁴³ と言及されている。しかし、工業以外の農業や商業などでは「学業を妨げなければ使用し得る（…中略

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

…）一時使用も考へられる」⁴⁴と指摘されている。このような例外はあるものの、基本的には児童の労働は規制されていたと考えられるのである。その根本の理由は、児童の就学を妨げないことに尽きるのである。

本節では、国民学校令と同施行規則の内容の検討を行い、さらに教育法規以外の諸規定との関係性を探究してきた。最終的に、学齢児童の労働を認めない法令の存在（工業労働者最低年齢法）を見出すことができた。このように学校教育および労働に関する法規の整備を進めて、文部省そして国民学校においては学制の理念（国民皆学）を達成するための方策が講じられたと考えられるのである。

おわりに

本稿では、わが国の1930～40年代における就学義務規定に着目して、どのような過程で関連法規が整備されたのか検討してきた。就学義務の実現については、すでに1930年代半ばにその胎動があったことを指摘した。とりわけ平生鈺三郎文部大臣の学制改革構想の中核はそこにあり、そして義務教育法制化は特筆すべき取り組みであったと言えよう。彼の法案の特徴としては、小学校令の就学規定をふまえ、新たに雇傭主の罰則規定が盛り込まれた点であった。広田内閣のもとで平生文相は大蔵省との予算折衝を進め、省議や閣議を通じて義務教育法案を成立させたが、内閣総辞職のためにそれは廃案となってしまった。

しかし、彼の思想や取り組みは完全に潰えたわけではなく、教育審議会や国民学校令及び同施行規則の制定に通底していたと思われる。文部省内でこれら法規の作成が進められたわけだが、成文化の過程において就学義務については十分に意識されていた。また、学校教育に関連する法規だけでなく、労働に関連する法規との整合性がとられていたことが諸資料から判断することができた。

結論として、これらの施策の理由・背景として、労働によって社会的不利益を被っている児童を救済することが目的であったと言えよう。すなわち、国民学校においては、児童保護の具体的手法として、児童による労働の規制を行

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

い、それと同時に教育機会の保障を促進したと理解できるのである。国民皆学の理念を達成するため、このように関連する法規の整備が試みられたと考えられる。

注

- 1) 井上兼一「国民学校における教育理念の再検討」『明治聖徳記念学会紀要』復刊第51号、2014年を参照。
- 2) 文部省普通学務局『国民学校制度ニ関スル解説』内閣印刷局、1942年、4頁。
- 3) 平生文相の学制改革構想については、井上兼一「平生夙三郎の学制改革構想としての義務教育年限延長と教科課程の再編問題－低学年における合科学習の採用を中心として－」『中部教育学会紀要』第6号、2006年を参照。
- 4) 海老原治善『続現代日本教育政策史』三一書房、1967年。
- 5) 八本木浄『両大戦間の日本における教育改革の研究』日本図書センター、1982年。
- 6) 伊藤敏行『日本教育立法史研究序説－勅令主義を中心として－』福村出版株式会社、1993年。伊藤による平生文相の学制改革を扱った論考は、以下が初出である。伊藤敏行「幻の法律案『義務教育法』－昭和戦前期における教育立法の勅令主義問題－」江藤恭二監修、篠田弘・鈴木正幸編『教育近代化の諸相』名古屋大学出版会、1992年所収。
- 7) 久保義三「第5章 教育制度改革と戦時体制」『昭和教育史 上（戦前・戦時下篇）』三一書房、1994年。
- 8) 井上、前掲論文3)。
- 9) 伊藤、前掲書6)、101頁。
- 10) 同上書、102頁。
- 11) 同上書、106頁。
- 12) 昭和12年1月17日付「義務教育法案」『公文雑纂』（昭和十二年・第七十七巻・未決並撤回法律案六・文部省・農林省・通信省・拓務省）【国立公文書館／請求番号：纂02324100】

PDFファイル：<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000288645>
法案の閣議修正箇所について、判読できない文字については、伊藤、同上書（155

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

－157頁）を参考にして記載した。

- 13) 伊藤、前掲書6)、107頁。
- 14) 同上書、108－109頁を参照。
- 15) 前掲資料12)、PDFファイル「義務教育法案理由」。
- 16) 井上において、貧困家庭の児童の就学奨励について言及されている。1つは皇太子の成婚を契機として、当該児童の救済資金が下賜されたこと、2つには1928（昭和3）年10月4日の文部省訓令第18号によって「学齢児童就学奨励規程」が定められたことである。このような措置が、平生文相の改革構想に引き継がれていると思われる。井上、前掲論文1)、321頁。
- 17) 三澤房太郎「労働児童の保護」『社会教育パンフレット』（第193輯）財団法人社会教育協会、1934年、23頁。
室田保夫・倉持史朗編『編集復刻版 子どもの人権問題資料集成（戦前編）』第10巻、不二出版、2010年所収。
- 18) 同上論文、23頁。
- 19) この論考の奥付以降に財団法人社会教育協会への入会案内や本会役員が列挙されているが、そこに「川崎造船所社長 平生鈺三郎」という記載を確認することができる。労働に従事する児童の諸問題については、平生自身も理解していたと類推される。同上論文、奥付。
- 20) 『内外調査資料』第10年第5輯、1938年。
- 21) 同上資料、34－36頁を参照。
- 22) 同上資料、35－36頁を参照。
- 23) 従来沿革について、過去30年間における学制の改革案が簡潔に紹介されているが、いずれも実現を見なかったことが述べられている。同上資料、36頁。
- 24) 同上資料、37－39頁を参照。
- 25) 同上資料、40頁。
- 26) 同上資料、40頁。
- 27) 同上資料、40頁。
- 28) 同上資料、40頁。
- 29) 大阪府天王寺師範学校同附属小学校編『国民学校精説』東洋図書株式会社、

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

1940年、10－11頁。

- 30) 同上書、19頁。
- 31) 文部省総務局調査課『国民学校並に幼稚園関係法令の沿革』（調査資料第11輯）太陽印刷株式会社、1943年、401頁以降および821頁以降から適宜、引用。
- 32) 清水虎雄「国民学校の法令に就いて」、文部省初等教育課編『皇国民錬成の根基（「日本教育」臨時特輯号）』国民教育図書株式会社、1941年11月、232頁。
- 33) 同上論文、232頁。
- 34) 文部省総務局調査課、前掲書31)、841－876頁を参照。
- 35) 船越源一『国民学校法規精義』東洋図書株式合資会社、1942年、「凡例」1頁。
- 36) 同上書、168頁。
- 37) 同上書、168頁。
- 38) 同上書、168頁。
- 39) 同上書、168頁。
- 40) 同上書、168頁。
- 41) 同上書、169頁。
- 42) 同上書、169頁を参照。
- 43) 清水、前掲論文32)、235頁。
- 44) 同上論文、235頁。学業に差し支えない限りにおいて児童を使用できる一例として、ゴルフのキャディーがあげられている。

附記

本稿は、平成29年度皇學館大学津田学術振興基金の研究助成を受けた成果の一部である。資料蒐集や閲覧に関しては、各研究機関および本学附属図書館の職員諸氏に協力と便宜をはかっていただいた。研究予算と管理については、石橋真由美氏にその労をとっていただいた。関係各位に対して、心より謝意をあらわす次第である。

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

A Study of Regulations on Compulsory School Attendance
in the 1930s and 1940s

Kenichi INOUE

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the facts concerning the regulations that made formal education compulsory during the pre-war Showa era. The idea of universal education for the entire nation has been advocated as the ideal for formal education since 1872, but this idea was not actualized until the pre-war Showa period. One reason for this was poverty, and this was because the Order of Elementary School (Shogakko Rei) offered exemptions and deferments of compulsory attendance to impoverished guardians. Children in these types of families would work, and they were then trapped in a situation where they were not adequately educated.

Minister of Education HIRAO Hachisaburo (1866–1945), who took his post in the HIROTA Cabinet in 1936, started working on these various children's issues and on reforming the formal education system. While he was in this position, plans were made to lengthen the term of compulsory education and to reform the curriculum; a draft of the Law for Compulsory Education was formulated. According to the documentation for this draft, its content primarily focused on prohibiting child labor. However, the whole cabinet resigned and this draft of the law was never put into practice.

Subsequently, reforms were made to the school system, and a new national elementary-school education system was started in 1941. An examination of the Regulations of the Order of National Elementary School (Kokumingakkou Rei) reveals that the provisions concerning exemption and deferments of compulsory education for guardians were deleted. Additionally,

1930～40年代における就学義務規定に関する一考察（井上）

upon thoroughly examining the various regulations related to labor, the author found that there were provisions related to children attending school. The establishment of regulations relating to both school and work prohibited children attending school from also working in principle.

In conclusion, the national elementary school system attempted to guarantee equal opportunities in national education through a variety of measures.

Keywords: Pre-war Showa period, elementary education, compulsory school attendance, prohibition of child labor, interpretation of the law